

在学中に奨学金を希望する皆さんへ
この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2026年度在学者用

貸与奨学金案内

(大学・短期大学・専門課程を置く専修学校)

無利子貸与奨学金 (定期採用・緊急採用)

■ 第一種奨学金

有利子貸与奨学金 (定期採用・応急採用)

■ 第二種奨学金
■ 入学時特別増額貸与奨学金



別途、学校から受け取ってください

スカラネット
入力下書き用紙

奨学金確認書兼
地方税同意書



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

2026年(令和8年)4月1日

目次

	ページ
本冊子で説明している内容をピックアップ	4
はじめに 貸与奨学金を希望する皆さんへ	5
第1部 貸与奨学金制度の概要	
1. 貸与奨学金の種類と貸与額	6
2. 対象校	9
3. 貸与奨学金の申込資格	9
4. 募集時期と貸与期間	10
5. 貸与奨学金の選考基準	11
6. 貸与奨学金の交付	16
7. 利率	17
8. 元利均等返還	18
9. 返還方式	19
10. 個人情報情報機関への登録と利用等についての同意	21
11. 保証制度	23
12. 再貸与	29
第2部 申込手順等	
1. 申込みの流れ	30
2. 必要書類と提出先の確認	33
3. 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ	34
4. 転職により収入が減少した場合	35
5. スカラネットによる申込み	38
6. マイナンバー提出等の手続き	42
第3部 緊急採用・応急採用	
1. 緊急採用・応急採用の概要	47
2. 緊急採用・応急採用の申込手順等	51
(様式) 貸与奨学金(緊急採用・応急採用) 証明書類提出書	56
【参考】緊急採用・応急採用で収入に関する証明書類が必要な方の提出書類の確認	57
第4部 奨学金の貸与開始～返還	
1. 採用決定	58
2. 奨学生採用に係る書類の交付	58
3. 「返還誓約書」の提出	58
4. 奨学金貸与中の手続き・注意事項	59
5. 貸与終了後の返還	60
資料 奨学金の返還を延滞した場合	66
参考1 機関保証制度の保証料(目安)	67
参考2 機関保証制度の「保証委託約款」	70

「スカラネット入力下書き用紙」及び「奨学金確認書兼地方税同意書」は別途、学校から受け取ってください。

奨学金案内を読みながら「スカラネット入力下書き用紙」、「奨学金確認書兼地方税同意書」に必要な事項を記入してください。

【本冊子の用語】

あなた	貸与奨学金に申し込む学生本人
機構	独立行政法人日本学生支援機構
高等学校等	高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）、高等専門学校（第1学年～第3学年まで）
大学等	大学（学部）、短期大学、専門課程を置く専修学校、高等専門学校（第4学年以上）
公庫	株式会社日本政策金融公庫
奨学金確認書兼地方税同意書	奨学金確認書兼地方税情報の取扱いに関する同意書兼個人情報取扱いに関する同意書
スカラネット入力下書き用紙	スカラネット入力下書き用紙（給付・貸与共通）【大学等（大学・短期大学・高等専門学校・専門課程を置く専修学校）用】
スカラネット	奨学金を申込む時に利用する申込サイト
社会的養護を必要とする人	満18歳となる前日に児童養護施設等（※1）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2） ※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親 ※2 高等学校等を卒業することにより満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む

【申込情報の保護について】

申込み及びマイナンバーの提出は、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

本冊子で説明している内容をピックアップ

貸与奨学金の募集時期はいつですか？

10ページ

原則、春及び秋に在学を通過して奨学生の募集を行います。在学に必ず確認し、募集時期を逃さないように注意してください。

貸与奨学金にはどのような種類がありますか？

6～8ページ

無利子「第一種奨学金」と、有利子「第二種奨学金」があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。

「第二種奨学金」及び「入学時特別増額貸与奨学金」の利率については17ページを参照してください。

どのような人が借りられますか？

9ページ

2026年度に国内の大学等に在学している人が対象です。

貸与基準（学力・家計）により選考を行います。第二種奨学金は、第一種奨学金に比べ貸与基準が緩やかです。

生計維持者とはどのような人ですか？

14～15ページ

あなたの生計を維持する人、原則は父母両方、父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人となります。

保証制度にはどのような種類がありますか？

23～28ページ

「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあります。奨学金を申し込む時に、どちらか一方を選択します。

※第一種奨学金で所得連動返還方式を選択した人は機関保証制度のみとなります。

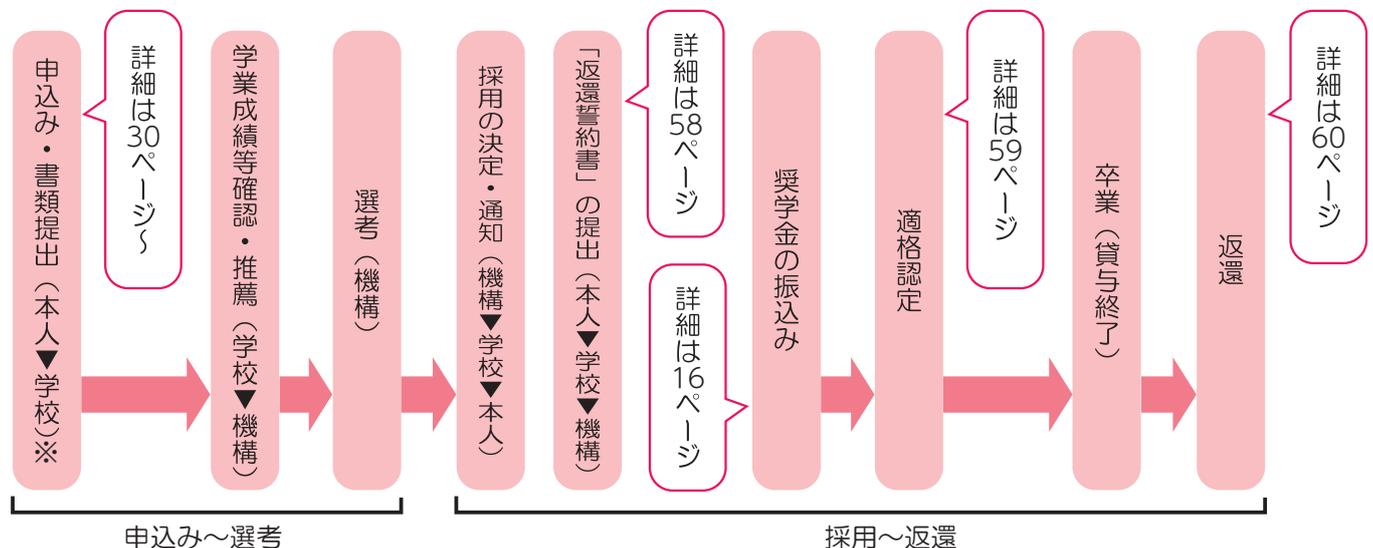
返還方式にはどのような種類がありますか？

19～20ページ

「第一種奨学金」を申し込む場合は「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれかを選択します。

※第二種奨学金は定額返還方式のみとなります。

●奨学金の申込みから返還開始までの流れ



※「奨学金確認書兼地方税同意書」はあなたが直接機構に郵送（簡易書留）、マイナンバーはあなたがインターネットにより機構に提出。

機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

この冊子では、大学等へ進学後に大学等の窓口で申込みを行う在学採用について説明しています。

貸与奨学金(借入金)には返還の必要があります。

この冊子をよく読んで、貸与奨学金制度について理解したうえで申込みを行ってください。

また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、貸与奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。

貸与奨学金（借入金）について

- (1) 貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- (2) 貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。
- (3) 奨学金の貸与を受けるのはあなたです。返還義務もあなたにあります。
- (4) 貸与奨学生が学校を卒業してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- (5) 返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予（返還期日を先送り）する制度等があります。
- (6) 貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。

進学前又は在学中に被災や父母等の病気等の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に貸与奨学金を必要とする場合は、急変後の年収見込みにより選者が行われる緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）に、年間を通じて申し込むことができます。

緊急採用・応急採用の家計急変事由（**本ページ**（1）参照）に該当することを確認し、証明書類（52ページ **2**（2）参照）を用意のうえ、学校を通じて申込みしてください。

1 緊急採用・応急採用の概要

(1) 緊急採用・応急採用の家計急変事由

緊急採用・応急採用の申込みが認められる家計急変事由は、下表のとおりです。

なお、下表に該当しない場合は、定期採用（一次、二次）への申込みを検討してください。

家計急変事由 (緊急採用・応急採用)		家計急変事由の 発生日
1. 生計維持者が死亡		生計維持者が死亡した日
2. 事故・病気等	(1) 生計維持者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】	事故・病気等発生以降の家計急変日
	(2) 同一生計の家族が事故・病気等となり家計が急変【生計維持者の支出増大】	事故・病気等の発生日
3. 生計維持者が失職（退職、会社倒産、廃業）		離職日、廃業日
4. 生計維持者が 震災、火災、 風水害等に被災	(1) 被災等により、収入が無くなった	罹災日、被災日
	(2) 被災等により、収入が減った	
	(3) 被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）	
5. 父母等による暴力等から避難		保護施設への入所年月日等
6. 生計維持者との離別（離婚・行方不明等）		離別日（離婚日、失踪日等）

※「緊急採用・応急採用」と「給付奨学金（家計急変採用）」の家計急変事由は取扱いが異なりますので、申請の際、よく確認してください。

※上記の家計急変事由により家計（収入状況、支出状況）が急変した生計維持者のことを、「家計急変者」といいます。

<家計急変事由の説明>

1. 生計維持者が死亡

- ・生計維持者が死亡し家計が急変した場合が該当します。
- ・震災、火災、風水害等に被災し生計維持者が死亡した場合は、この事由を選択してください。

2. 事故・病気等

(1) 生計維持者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】

- ・生計維持者が事故・病気等で休職した場合が該当します。また、家族（扶養親族かどうかは問いません）の看護、介護等による休職で生計維持者の家計が急変した場合も該当します。
- ・スカラネット入力完了日（申請日）時点で復職している場合は該当しません。復職している場合は、定期採用（一次、二次）への申込みを検討してください。
- ・家計急変事由の発生日は、事故・病気等の発生以降で家計が急変した日となります。診断書、治療計画書、医療費の領収書等に記載された日付、もしくは、休職証明書等で証明された日付を届け出てください。

(2) 同一生計の家族が事故・病気等となり家計が急変【生計維持者の支出増大】

- ・生計維持者又は同一生計の家族の事故・病気等により生計維持者の支出が増大した場合が該当します。
- ・家計急変事由の発生日は、診断書、治療計画書、医療費の領収書等に記載された日付となります。
- ・この事由は、家計急変者についてもマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

3. 生計維持者が失職（退職、会社倒産、廃業）
- 失職の理由は問いません。生計維持者が失職、廃業したことにより家計が急変した場合が該当します。
 - スカラネット入力完了日（申請日）時点で再就職、起業している場合は該当しません。再就職、起業している場合は、定期採用（一次、二次）への申込みを検討してください。（雇用保険受給中において「就職」と判断されないアルバイトをしている場合は、失業中として申し込むことができます。）
4. 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災
- (1) 被災等により、収入が無くなった
- 被災等により、生計維持者の収入（給与収入、事業所得等）が無くなった場合が該当します。例えば、「自営業の方が自宅兼店舗が被災し営業ができなくなった。」などが該当します。
- (2) 被災等により、収入が減った
- 被災等により、生計維持者の収入（給与収入、事業所得等）が減少した場合が該当します。
- (3) 被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）
- 被災等により、家屋の修繕費等で生計維持者の支出が増大した場合が該当します。
 - この事由は、家計急変者についてもマイナンバーで取得した住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。
 - 被災等により、収入が無くなり、支出も増えた場合は「(1) 被災等により、収入が無くなった」を選択してください。
 - 被災等により、収入が減少し、支出も増えた場合は「(2) 被災等により、収入が減った」を選択してください。
- ※ 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し死亡した場合は、別の事由「1. 生計維持者が死亡」を選択してください。また、生計維持者が行方不明・生死不明の場合は、別の事由「6. 生計維持者との離別（離婚・行方不明等）」を選択してください。
5. 父母等による暴力等から避難
- 本人が父母等による暴力等から避難するために、保護施設へ入所等することになった場合が該当します。また、父母がもう片方の父母から暴力等を受け、避難するために本人が同伴されて保護を受けることになった場合も該当します。
6. 生計維持者との離別（離婚・行方不明等）
- 両親が離婚しても両方の親から支援を受けている場合は該当しません。なお、離婚調停中の別居により父又は母から一切の支援を得られなくなった場合は該当します。
 - 生計維持者が行方不明により家計が急変した場合は、警察に行方不明届を提出している場合等が該当します。
 - 震災、火災、風水害等に被災し生計維持者が行方不明・生死不明の場合は、この事由を選択してください。

(2) 緊急採用・応急採用の募集

1) 貸与奨学金の種類

緊急採用・応急採用は、第一種奨学金【無利子】及び第二種奨学金【有利子】を申し込むことができます。第一種奨学金【無利子】と第二種奨学金【有利子】については、6ページ第1部で確認してください。

緊急採用	第一種奨学金【無利子】	（貸与月額は、6～8ページ 1 (1) 参照）
応急採用	第二種奨学金【有利子】	（貸与月額は、8ページ 1 (2) 参照）

※ 「入学時特別増額貸与奨学金【有利子】（一時金）」

第一種奨学金【無利子】又は第二種奨学金【有利子】の貸与始期（緊急採用・応急採用の申込み時に選択）が入学年月と同じ場合は、「入学時特別増額貸与奨学金【有利子】（一時金）」（8ページ **1** (3) 参照）を同時に申し込むことができます。

※ 給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が、併せて緊急採用の第一種奨学金【無利子】の貸与を受ける場合は、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます。（7～8ページ参照）

2) 申込期限

緊急採用・応急採用は通年で申込みを受け付けていますが、家計急変事由の発生時期によって下表のとおり申込期限があります。

家計急変事由の発生時期	申込期限	(例)
進学前(注)	進学後3か月以内	進学年月 : 2026年4月 家計急変事由の発生 : 2026年1月15日 申込期限 : 2026年6月30日
進学後	事由発生から12か月以内	進学年月 : 2025年4月 家計急変事由の発生 : 2026年1月15日 申込期限 : 2027年1月15日

(注) 進学前に家計急変事由が発生している場合は、家計急変事由の発生月が下表の範囲であることを確認してください。下表に該当しない場合は、定期採用(一次、二次)に申し込んでください。

※進学前の家計急変事由の発生月が以下の場合、進学後3か月以内に緊急採用・応急採用の申請が可能です。

あなたの進学月	家計急変事由の発生月
2026年4月～2026年9月	2024年1月～進学月前月
2026年10月～2027年3月	2025年1月～進学月前月

(3) 緊急・応急採用の貸与期間

貸与始期(いつから)と貸与終期(いつまで)は、下表のとおりです。

貸与始期(いつから)	貸与終期(いつまで)
家計急変の事由が発生した月～2027年3月の間で希望する月を選択(注1)	原則として修業年限の終期(注2)

(注1) 【2026年4月より前に家計急変事由が発生した場合の貸与始期】

家計急変事由が発生した月まで、貸与始期をさかのぼることができます。

ただし、2026年度入学者は、入学月より前にさかのぼることはできません。

【2026年5月以降に家計急変事由が発生した場合の貸与始期】

応急採用(第二種奨学金)に限り、2026年4月～2027年3月の間で希望する月を選択できます。

(注2) 修業年限については10ページ **4** (3) 参照。

(4) 緊急採用・応急採用の選考基準

1) 緊急採用・応急採用の家計基準

収入・所得の上限額の目安は、定期採用(一次、二次)と同じです。(12ページ【参考】参照)

緊急採用・応急採用においては、生計維持者(父母等)の収入状況等について、50ページ②の方法で算出する「貸与額算定基準額」が下表①の基準に該当するかを機構にて判定します。

①家計基準

希望する奨学金	家計基準(定期採用(一次、二次)と同じ)
第一種・第二種併用貸与	生計維持者の貸与額算定基準額(※)が164,600円以下であること
第一種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額(※)が189,400円以下であること
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額(※)が381,500円以下であること

※ 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します。(100円未満は切り捨て)

貸与額算定基準額★1 = (課税標準額) × 6% - (市町村民税調整控除額) ★2

- (多子控除) ★3 - (ひとり親控除) ★4 - (私立自宅外控除) ★5

- ★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円になります。(以下の例外を除きます)。
 - ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。
- ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に3/4を乗じた額となります。
- ★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報またはスカラネット申告人数のうち、小さい方の人数を適用します。
例 生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、
(3-2)人 × 40,000円 = 40,000円となります。
- ★4 ひとり親世帯に該当する場合に 40,000円を控除します。
- ★5 在学採用の審査において、あなたが私立の大学・短期大学・専門課程を置く専修学校・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に 22,000円を控除します。

②貸与額算定基準額の算定方法

緊急採用・応急採用においては、49ページ①の計算方法に基づき、以下A及びBで算出した額の合計(A+B)から、多子控除(上記★3)、ひとり親控除(上記★4)及び私立自宅外控除(上記★5)を控除し、貸与額算定基準額を算出します。

A 家計急変事由に該当する生計維持者(家計急変者)の額

家計が急変した翌月からスカラネット入力完了日の属する月の前月までの収入に関する証明書類で推算した年間所得の見込額(注1)から、マイナンバーで取得した住民税情報(注2)の所得控除の額を控除して課税標準額とし百分の六を乗じた額から、市町村民税調整控除額(注2)を控除します。(100円未満は切り捨て)

B 家計急変事由に該当しない生計維持者の額

マイナンバーで取得した住民税情報(注2)に基づく課税標準額に百分の六を乗じた額から、市町村民税調整控除額(注2)を控除します。(100円未満は切り捨て)

(注1)例えば、家計急変後の給与明細5か月分の提出が必要であった場合、ひと月当たりの平均額を算出し、その平均額を12倍することにより年間所得の見込額を算出します。

(注2)スカラネット入力完了した月(申請月)により、使用する住民税情報の年(年度)が異なります。

- ・2026年4月～2026年9月にスカラネット入力完了:2024年分(2025年度)の住民税情報を使用
- ・2026年10月～2027年3月にスカラネット入力完了:2025年分(2026年度)の住民税情報を使用

※ **2** (2)緊急採用・応急採用の申込みに必要な書類(52・53ページ)において、「収入に関する証明書類」が「不要」となっている場合は、家計急変者も上記「B」の計算方法になります。(家計急変事由が「4(1)被災等により、収入が無くなった」の場合を除く。)

2)緊急採用・応急採用の学力基準

学力基準を満たしている奨学金申込者を学校が推薦します。

緊急採用 (第一種奨学金) ※併用貸与を含む。	大学等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
応急採用 (第二種奨学金)	定期採用(一次、二次)と同じ(11ページ 5 (1)参照)

2 緊急採用・応急採用の申込手順等

(1) 緊急採用・応急採用の申込みの流れ、申込手順

家計が急変した場合、その事由が発生したときから12か月以内に申し込む必要がありますので、なるべく早い時期に在学期に申込資格や必要な書類、今後の手続きについて相談してください。なお、進学前に家計急変事由が発生している場合は、進学後3か月以内に申し込む必要があります。(49ページ(2)2)を参照)

※緊急採用・応急採用の手続き方法等については機構ホームページにも掲載しています。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html



1. 必要書類の事前準備

47ページに記載の家計急変事由に該当するかを確認し、事由の証明書と家計急変者の収入証明書類(52～55ページ参照)を準備してください。

2. 在学期に事前相談・申込関係書類の受取り

上記1.の書類を用意したら、速やかに在学期に申込みの相談をしてください。緊急採用・応急採用への申込みが可能な場合は、在学期から以下の書類が配付されます。

<申込関係書類>

- ①奨学金案内ダイジェスト
- ②スカラネット入力下書き用紙(給付・貸与共通)【大学等(大学・短期大学・高等専門学校・専門課程を置く専修学校)用】
- ③「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット

3. 必要書類の準備

在学期から申込関係書類を受け取ったら「貸与奨学金(緊急採用・応急採用)証明書類提出書」を記入してください。また、事前相談の際に、在学期から別途指示があった場合は、それに従って追加書類を準備してください。

4. 「スカラネット入力下書き用紙」を記入

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。

また、インターネットによるマイナンバーの提出に備え、あなたと生計維持者のマイナンバーが分かる書類を用意してください。(生計維持者の分は、必ず許可を得たうえで受け取ってください。)

5. 必要書類の提出・識別番号の受取り

上記3.で準備した必要書類を在学期に提出し、インターネットでの申込みに必要な識別番号(ユーザID・パスワード)を受け取ってください。上記4.で記入した「スカラネット入力下書き用紙」についても、在学期で確認が必要となる場合があるため、在学期の指示に従ってください。

その後の流れは、30ページ第2部 **1** (4) 以降と同じです。52～55ページの内容をよく理解して、申込み・手続きを正しく行ってください。

(2) 緊急採用・応急採用の申込みに必要な書類

緊急採用・応急採用に申し込むには、以下の書類の提出が必要です。

- ①「貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書」
- ②「家計急変事由の証明書類」（コピー可）
- ③「収入に関する証明書類」（コピー可）

②、③については下表の各事由の証明書類を用意してください。また、家計急変者ごとに証明書類の表紙として「貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書」（※）をつけ、在学期に提出してください。

なお、収入に関する証明書類については、54・55ページ「収入に関する証明書類の注意点」を確認のうえ、不足や不備がないよう準備してください。

緊急採用・応急採用と給付奨学金（家計急変採用）は、提出する証明書類が異なる場合がありますので注意してください。

※「貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書」は、機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/moushikomi.html



家計急変事由	家計急変事由の証明書類	収入に関する証明書類	家計急変事由の発生日
1. 生計維持者が死亡	戸籍謄本（抄本） 住民票の除票写し（死亡日記載）	不要	生計維持者が死亡した日
2. 事故・病気等			
(1) 生計維持者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】	以下の①、②両方の証明書類が必要です。 ①事故・病気等で就労困難な事由の証明 ※医療費の領収書、治療計画書、診断書等（注1） ②休職等の証明（注2）	家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類（注3）	事故・病気等発生以降の家計急変日（注4）
(2) 同一生計の家族が事故・病気等となり家計が急変【生計維持者の支出増大】	事故・病気等の事由の証明 ※医療費の領収書、治療計画書、診断書等（注1）	不要	事故・病気等の発生日
3. 生計維持者が失職（退職、会社倒産、廃業）	<ul style="list-style-type: none"> ・退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書等 ・破産手続開始決定の通知書等（民事再生法等の法的申立てを行っていることが確認できるもの） ・個人事業の開業・廃業等届出書（控用） 	失職した会社以外の収入がある場合は、家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類（注3）	離職日、廃業日

家計急変事由	家計急変事由の証明書類	収入に関する証明書類	家計急変事由の発生日
4. 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災			
(1) 被災等により、収入が無くなった	罹災証明書、被災証明書 (注5)	不要	罹災日、被災日
(2) 被災等により、収入が減った		家計急変事由の発生日の翌月～申請月前月分の課税される全ての収入に関する証明書類 (注3)(注5)	
(3) 被災等により、支出が増えた(収入状況は変化なし)	罹災証明書、被災証明書 (注5) ※犯罪被害等により家計が急変した場合は、学校に相談してください。	不要	
5. 父母等による暴力等から避難	公的機関やNPO法人等による保護証明書等	不要	保護施設への入所年月日等
6. 生計維持者との離別(離婚・行方不明等)	戸籍謄本(抄本)、離婚届受理証明書、行方不明者届受理票等(注6)	不要	離別日(離婚日、失踪日等)

(注1) 日付の記載のないものは、家計急変事由の証明書として使用できません。

医療費の領収書は、家計急変日として届け出る診療年月日、入院年月日等又は領収書発行年月日が記載されたものを提出してください。(事故・病気等発生以降の全ての領収書等を提出する必要はありません。)

治療計画書は、治療開始年月日が記載されたものを提出してください。

診断書は、事故・病気等の発生日が記載されたものを提出してください。

(注2) 就労困難となった者が個人事業主の場合や、雇用されている者が申請時点で既に離職している場合は、所定の様式(「事故・病気等による休職等に係る申告書(緊急採用・応急採用)」)を記入のうえ、提出してください。また、休職制度がない等の場合は、勤務先の作成した出勤していないことを証明する書類を提出してください。

(様式)「事故・病気等による休職等に係る申告書(緊急採用・応急採用)」は機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/teishutsushorui.html



(注3) 家計急変事由の発生日の翌月以降の収入に関する証明書類が手元に用意できてから申し込んでください。(被災等により書類の用意が困難な場合は、学校に相談してください。)

進学前に家計が急変し、事由発生日の翌月から申請月の前月までが12か月以上ある場合は、直近12か月分の課税される全ての収入に関する証明書類を提出してください。なお、家計急変事由の発生日が2024年1月～12月の場合に限り、2025年分の源泉徴収票又は確定申告書(控)を提出してください。

(注4) 事故・病気等の「家計急変事由の発生日」は事故・病気等の発生以降で家計が急変した日となります。

- 事故・病気等の発生日を家計急変日として届け出る場合は、①の証明書で証明できる年月日としてください。(医療費の領収書を証明書として提出される場合、診療年月日、入院年月日の記載がない場合は、領収書発行年月日を家計急変事由の発生日としてください。)

- 休職開始日または休職中に無給となった日を家計急変日として届け出る場合は、②の証明書で証明できる年月日としてください。(休職中に無給となった日とする場合は、休職証明書に無給となった年月日の記載が必要です。)

(注5) 災害救助法適用地域に該当し、罹災証明書・被災証明書、収入に関する証明書類等の提出が困難な場合は、学校に相談してください。

(注6) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、行方不明・生死不明で行方不明者届受理票等の提出が困難な場合は、罹災証明書、被災証明書を証明書として提出してください。

⚠ 収入に関する証明書類の注意点

家計急変事由が「2(1)」、「3」、「4(2)」の場合は、以下に注意して収入に関する証明書類を用意してください。57ページ「緊急採用・応急採用で収入に関する証明書類が必要な方の提出書類の確認」もあわせて確認してください。

【共通】

- 複数箇所からの給与又は営業等所得、農業所得、不動産所得、年金、雑所得、配当所得、譲渡所得等、課税される全ての所得を申告する必要があります。未申告の所得があると採用後に判明した場合には、貸与済みの奨学金を一括返金していただくことがあります。
- 収入がない月（給与支給0円、所得金額0円以下）であっても会社に在籍している場合（休職中、派遣会社に登録している等）、自営業を廃業していない場合は、給与明細書または帳簿等の提出が必要です。
- 傷病手当金、障害年金や失業等給付等、非課税の所得は申告不要です。
- 連続性のある書類の提出が必要です。
（例）5月で派遣先での勤務が終了したため、6月以降の給与明細書はないが、派遣会社への登録は継続している。
⇒6月以降分は、派遣会社が作成した派遣実績がないことを記載した書類の提出が必要です。
- 通帳のコピーは提出書類として認められません。
- 勤務先から給与とは別に事業所得となる報酬が支払われる職種（保険外交員等）の場合は、収入に関する証明書類の余白にその所得の種類（給与所得、事業所得）を記載してください。なお、実際は事業所得であるにもかかわらず、帳簿のほかにその売上金額にあたる給与明細書が提出された場合は、事業所得とは別に給与所得があるものと判断されます。

【給与収入の場合】

- 氏名、勤務先名、月ごとの金額が記載された給与明細書が必要です。
- 収入に関する証明書類を提出する期間中に賞与等、会社から課税される臨時の支給があった場合は、臨時に支給された手当の明細書の提出も必要です。
- 給与明細書に支払日（支給日）が併記されている場合は、支払日（支給日）が属する月の収入証明書として扱います。
（例）「4月度給与明細書／5月10日支給」と併記⇒5月分の収入証明書として扱います。
（例）給与明細書の様式が変わり、支払日（支給日）が併記されるようになった
（4月度給与明細書には支払日なし、5月度給与明細書には6月10日支給と併記あり）
⇒勤務先が作成した給与支払証明書を提出してください。
- 勤務先を退職した場合は、退職の事実関係が確認できる証明書（退職証明書等）の提出が必要です。

【年金収入の場合】

- 収入に関する証明書類として、「年金振込通知書」、「年金額改定通知書」等を提出してください。
- 公的年金の場合は、機構において支給される金額を月額に換算して年間所得の見込額を算出します。収入に関する証明書類の提出期間において実際に年金の振込みがない場合も、以下の事例のとおり証明書類の提出が必要です。
（例）
＜家計急変者の状況＞
家計急変事由が生計維持者の失職
家計急変年月日が2026年6月2日（離職日）
スカラネット入力完了日（申請日）が2026年8月2日
厚生年金受給中 偶数月に30万円振込み
＜提出が必要な収入に関する証明書＞
「年金振込通知書」、「年金額改定通知書」等（提出が必要な期間：2026年7月分）
2026年7月に年金の振込みはありませんが、偶数月の2026年8月に支給される30万円を1か月分（15万円）に換算して年間所得の見込額を算出しますので、収入に関する証明書類の提出が必要となります。

【給与収入・年金収入以外の場合】

- 「事業所名（屋号）」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上から経費を差し引いた金額）」が記載された帳簿が必要です。帳簿を提出する場合は、所定の様式（「自営業等の所得金額計算書」）を添付してください。
なお、給付奨学金（家計急変採用）と同時に申請する場合は、給付奨学金（家計急変採用）で提出する様式「自営業等の所得金額計算書」のコピーを添付してください。



（様式）「自営業等の所得金額計算書」は機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/moushikomi.html

- ※ 役員報酬の場合は給与収入となります。帳簿ではなく、役員報酬明細書を提出してください。なお、提出不要にもかかわらず帳簿を提出した場合は、給与所得とは別に事業所得等があると判断されますのでご注意ください。
- 月ごとの帳簿を提出する際、売上や経費の計上に関する考え方は確定申告と同じです。確定申告で経費と認められないものは、機構の審査においても認められません。経費計上できないものが経費に計上されている場合は、機構において金額の修正を行ったうえで、貸与額算定基準額を算出する場合があります。
例えば、所得税、住民税、年金保険料、健康保険料、住居家賃等の事業主とその家族に関わる費用は、経費とは認められません。
- 廃業した場合は、廃業の事実関係が確認できる証明書の提出が必要です。

貸与奨学金（緊急採用・応急採用）証明書類提出書

(1) 「申請者本人」について学生本人が記入してください。

氏名	カナ		生年月日	(西暦)	年	月	日
	漢字		学校名				
			学籍番号				

(2) 「家計急変者(※)」と「事由」について記入してください。

← 該当者に✓を記入してください。

※家計急変の事由が生じた生計維持者	<input type="checkbox"/> 父	<input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> その他 (あなたとの続柄:)
事由発生日	(西暦)	年	月 日 ← 証明書類から転記してください。

※家計急変者が2名の場合は、家計急変者ごとに本提出書を作成してください。(2枚必要)

← 該当する事由に✓を記入してください。

事由		必要書類	事由発生日
<input type="checkbox"/>	1. 生計維持者が死亡	・ 戸籍謄本(抄本)、住民票除票(死亡日記載)	死亡日
<input type="checkbox"/>	2. 事故・病気等	<input type="checkbox"/> (1) 生計維持者が事故・病気等となり就労困難【休職による収入減少】 <input type="checkbox"/> (2) 同一生計の家族が事故・病気等となり家計が急変【生計維持者の支出増大】	事故・病気等発生以降の家計急変日 事故・病気等の発生日
	<input type="checkbox"/>	3. 生計維持者が失職(退職、会社倒産、廃業)	・ 離職日、廃業日等が確認できる書類(退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産手続開始決定の通知書、廃業等届出書等) ・ 収入に関する証明書類(課税所得がある場合)
<input type="checkbox"/>	4. 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災	<input type="checkbox"/> (1) 被災等により、収入が無くなった <input type="checkbox"/> (2) 被災等により、収入が減った <input type="checkbox"/> (3) 被災等により、支出が増えた(収入状況は変化なし)	罹災日 被災日
	<input type="checkbox"/>	5. 父母等による暴力等から避難	・ 公的機関等による保護証明書等 保護施設への入所年月日等
	<input type="checkbox"/>	6. 生計維持者との離別(離婚・行方不明等)	・ 戸籍謄本(抄本)、離婚届受理証明書、行方不明者届受理票等 離別日(離婚日、失踪日等)

※各事由の説明や証明書類については、「貸与奨学金案内(大学等)」の47~55ページを必ず確認してください。
(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html)



(3) 「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載されている申込IDを記入してください。

Z	D	2	6						
---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

<学校記入欄>

提出年月日 (西暦) 年 月 日

学校名

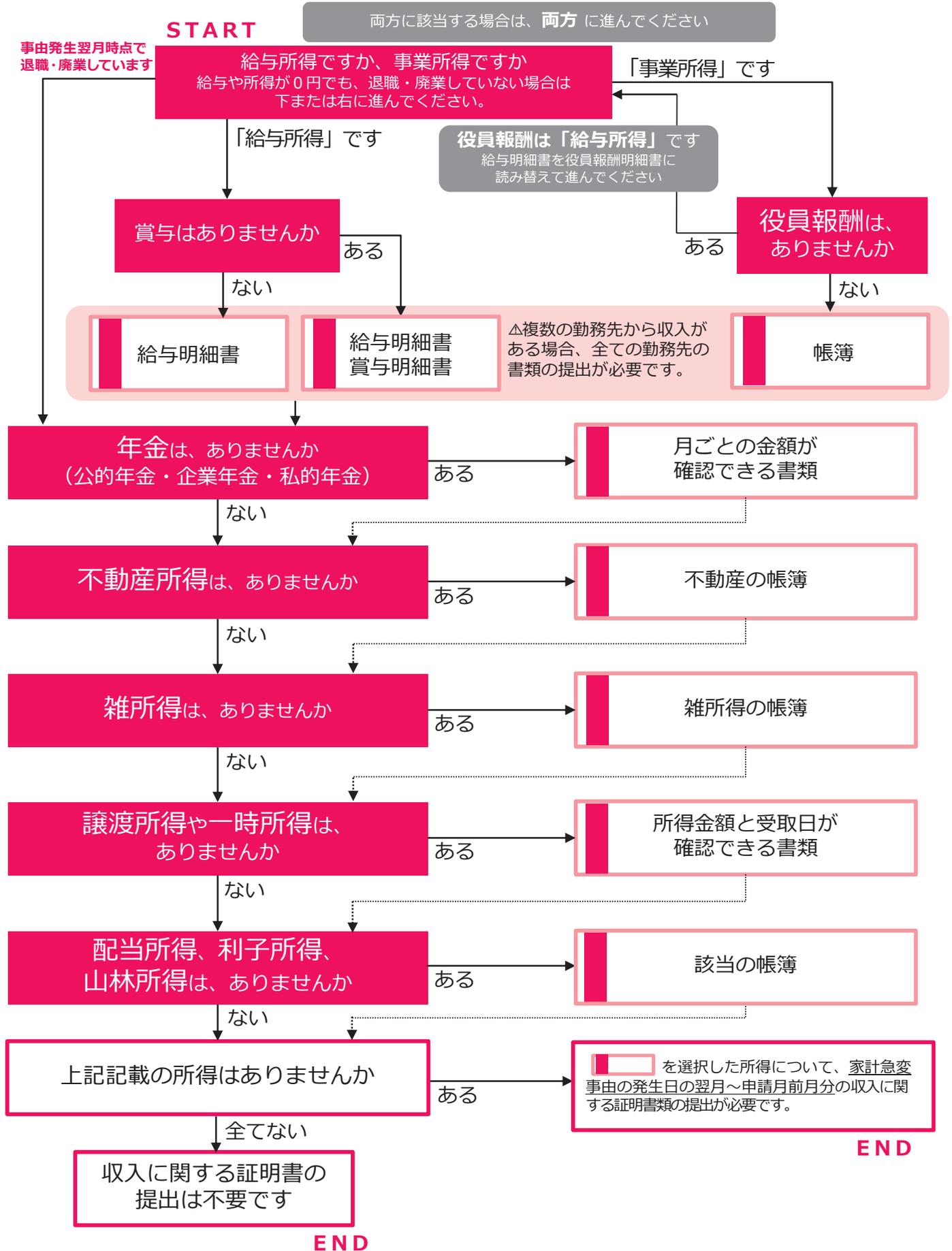
電話番号(担当者名)	学校番号	区分
-
()		

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■ は、提出書類です。

緊急採用・応急採用で収入に関する証明書類が必要な方の提出書類の確認

※収入に関する証明書類の提出が必要となる事由や、提出する場合の注意点は、「貸与奨学金案内（大学等）」を参照してください。



第4部

奨学金の貸与開始～返還

申込み後、奨学生として決定し、奨学金の貸与開始から返還までの概要は次のとおりです。

1 採用決定

学校長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、決定します（決定時期は在学期に確認してください）。学校長の推薦を受けた人のうち採用されなかった人には在学期を通して理由を記した不採用通知を交付します。なお、採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。学校又は機構が責任をもって廃棄します。

2 奨学生採用に係る書類の交付

以下の書類が学校から交付されます。

奨学生採用に係る書類	備考
「奨学生証」	
「返還誓約書（兼個人情報取扱いに関する同意書）」 （以下「返還誓約書」という）	本ページ 3 参照
「貸与奨学生のしおり」（ダイジェスト版）	
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証制度選択者のみ

3 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を在学期の指示に従って提出し、機構が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、在学期が定めた期限までに提出してください。**期限までに提出しない場合は、採用を取り消すと同時に、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。**

●返還誓約書と同時に提出することが必要な書類

機関保証選択者の提出書類	人的保証選択者の提出書類
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	連帯保証人・保証人の必要書類（25ページ 11 【人的保証制度】(4)参照）
【申込時にあなたのマイナンバーを提出できない場合】 市区町村で発行された奨学生（あなた）本人の「住民票」（コピー不可、誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）（注）	

（注）「返還誓約書」とともに提出する「住民票」は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

なお、第二種奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。（20ページ **9** (2) 参照）

【給付奨学金、あるいは授業料等減免を受けながら第一種奨学金を併せて利用する場合】

- 併給調整により第一種奨学金の貸与月額が0円となる場合がありますが、その場合も返還誓約書の提出は必要です。
- 返還誓約書の借用金額は、「申込時の本人希望月額」と「採用時に確定した月額（併給調整月額）」のうちいずれか高い月額に、採用時から貸与終期までの月数を乗じた額が印字されますが、併給調整等により貸与月額が変動する場合は、実際に貸与された奨学金の総額について返還義務を負います。

4 奨学金貸与中の手続き・注意事項

(1) 貸与を受けている間の注意事項

- ① 奨学生に採用された後は、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページ掲載）をよく読んで、必要な手続きについて理解し、奨学生としての自覚をもって、勉学に励んでください。
- ② 在学中は、在学校の奨学金担当者と連絡を緊密に取ってください。在学校が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、在学校からの呼び出しには必ず応じてください。
- ③ 「返還誓約書」に記入した内容に変更が生じた場合は、在学校の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。

(2) 適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、機構の基準を満たして奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間中は、毎年1回（12月～2月頃）「奨学金継続願」をスカラネット・パーソナル（裏表紙参照）を通じて提出する必要があります。提出する前に「貸与額通知」（スカラネット・パーソナルで確認）に記載されている貸与月額、貸与終期までの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を、人的保証制度を選択した人は連帯保証人・保証人とともに確認してください。また、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直したうえで「奨学金継続願」を提出してください。学校は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。これを適格認定といいます。

手続きを怠った場合や、学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

(3) 奨学生採用後に変更できる項目・変更できない項目

奨学生採用後に変更できる項目

項目	留意事項
奨学金の辞退	奨学金はいつでも辞退する（やめる）ことができます。
奨学金振込口座	振込口座の情報が誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性があります。
貸与月額	本冊子で紹介している奨学金は貸与制であり、卒業後、返還が必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。 ただし、60ページ「奨学生採用後に変更できない項目」の「入学時特別増額貸与奨学金の額」は変更できません。
第二種奨学金の利率の算定方法	貸与時（貸与終了前の一定期間において）は変更可能ですが、貸与終了後は変更できません。また、在学中においても「奨学生採用後に変更できない項目」の「第一種奨学金＋入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法」は変更できません。
返還方式	第一種奨学金については、返還方式（「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」）を変更できます。なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。
連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先となる人物の変更	選任条件を十分に確認してください（25～28ページ 11 参照）。
保証制度（人的保証から機関保証への変更）	人的保証から機関保証に変更する場合は、既に貸与を受けた奨学金に対する保証料を一括で入金する必要があります（23～28ページ 11 参照）。

奨学生採用後に変更できない項目

項目	留意事項
入学時特別増額貸与奨学金の額	原則貸与月額月初振込時に振り込まれます。
第一種奨学金+入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	原則貸与月額月初振込時に全額振り込まれた時点で、利率の算定方法が確定します。
保証制度（機関保証から人的保証への変更）	機関保証から人的保証への変更はできません。

(4) 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」が交付されますので、返還額等、記載された事項を確認してください。

- ① 満期：貸与終期までの貸与が完了したとき。
- ② 辞退：奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。
(奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です)
- ③ 退学：大学等を退学したとき。
- ④ 廃止：成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
- ⑤ 死亡：奨学生本人が死亡したとき。

5 貸与終了後の返還

(1) 口座振替

貸与終了時に、在学校の指示に従い、スカラネット・パーソナルもしくは金融機関の窓口で、奨学金返還のための口座振替の加入手続きをしてください。

(2) 返還額の決定と返還開始

返還額は返還方式や割賦方法（定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」、第二種奨学金の利率の算定方法により決定されます。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始）。返還は、(1)で手続きした金融機関の口座からの振替（引落し）によって行われます。振替（引落し）日は毎月27日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。

●返還額の決定に係る項目の掲載箇所

項目	本冊子の中で説明しているページ
利率の算定方法	17ページ 7 (1)
増額貸与利率の算定方法	17ページ 7 (2)
元利均等返還	18ページ 8
返還方式の種類と概要	19ページ 9 (1)
定額返還方式の割賦方法	20ページ 9 (2)
月賦返還の例	62～63ページ 5 (6)
奨学金貸与・返還シミュレーション	64ページ 5 (7)

(3) 住所等に変更があった場合

あなたの住所、氏名、勤務先、電話番号等に変更があった場合には機構に届け出てください。

連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。

(4) 繰上返還を希望する場合

貸与終了の翌月から繰上返還が可能です。

なお、有利子の奨学金（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子がかかります。ただし、据置期間（18ページ参照）利息がかかります。

(5) 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは、「返還完了証」を送付します。

(6) 月賦返還の例

第一種奨学金

①-1

2026年度短期大学及び専門課程を置く専修学校入学者、貸与月数24か月

月額区分	設置者	通学形態	貸与月額	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式 返還金額と回数
					月賦返還額	返還回数(期間)	
最高月額 以外の月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000円	480,000円	4,444円	108回(9年)	貸与終了後のあなたの 収入に応じて返還 月額・返還回数 が変わります。 返還月額＝「課税対象 所得」×9%÷12
			30,000円	720,000円	6,666円	108回(9年)	
	国・公立 私立	自宅外	40,000円	960,000円	8,000円	120回(10年)	
		自宅・自宅外	50,000円	1,200,000円	8,333円	144回(12年)	
最高月額	国・公立	自宅	45,000円	1,080,000円	7,500円	144回(12年)	
		自宅外	51,000円	1,224,000円	8,500円	144回(12年)	
	私立	自宅	53,000円	1,272,000円	8,833円	144回(12年)	
		自宅外	60,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)	

①-2

2026年度短期大学及び専門課程を置く専修学校入学者、貸与月数36か月

月額区分	設置者	通学形態	貸与月額	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式 返還金額と回数
					月賦返還額	返還回数(期間)	
最高月額 以外の月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000円	720,000円	6,666円	108回(9年)	貸与終了後のあなたの 収入に応じて返還 月額・返還回数 が変わります。 返還月額＝「課税対象 所得」×9%÷12
			30,000円	1,080,000円	7,500円	144回(12年)	
	国・公立 私立	自宅外	40,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)	
		自宅・自宅外	50,000円	1,800,000円	11,538円	156回(13年)	
最高月額	国・公立	自宅	45,000円	1,620,000円	10,384円	156回(13年)	
		自宅外	51,000円	1,836,000円	10,928円	168回(14年)	
	私立	自宅	53,000円	1,908,000円	12,230円	156回(13年)	
		自宅外	60,000円	2,160,000円	12,857円	168回(14年)	

②-1

2026年度大学学部入学者、貸与月数48か月

月額区分	設置者	通学形態	貸与月額	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式 返還金額と回数
					月賦返還額	返還回数(期間)	
最高月額 以外の月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000円	960,000円	8,000円	120回(10年)	貸与終了後のあなたの 収入に応じて返還 月額・返還回数 が変わります。 返還月額＝「課税対象 所得」×9%÷12
			30,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)	
	国・公立 私立	自宅外	40,000円	1,920,000円	12,307円	156回(13年)	
		自宅・自宅外	50,000円	2,400,000円	13,333円	180回(15年)	
最高月額	国・公立	自宅	45,000円	2,160,000円	12,857円	168回(14年)	
		自宅外	51,000円	2,448,000円	13,600円	180回(15年)	
	私立	自宅	54,000円	2,592,000円	14,400円	180回(15年)	
		自宅外	64,000円	3,072,000円	14,222円	216回(18年)	

②-2

2026年度大学学部入学者、貸与月数72か月

月額区分	設置者	通学形態	貸与月額	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式 返還金額と回数
					月賦返還額	返還回数(期間)	
最高月額 以外の月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)	貸与終了後のあなたの 収入に応じて返還 月額・返還回数 が変わります。 返還月額＝「課税対象 所得」×9%÷12
			30,000円	2,160,000円	12,857円	168回(14年)	
	国・公立 私立	自宅外	40,000円	2,880,000円	15,000円	192回(16年)	
		自宅・自宅外	50,000円	3,600,000円	15,000円	240回(20年)	
最高月額	国・公立	自宅	45,000円	3,240,000円	14,210円	228回(19年)	
		自宅外	51,000円	3,672,000円	15,300円	240回(20年)	
	私立	自宅	54,000円	3,888,000円	16,200円	240回(20年)	
		自宅外	64,000円	4,608,000円	19,200円	240回(20年)	

第一種奨学金の貸与月額の選択については、6～8ページ **1** 参照

(注) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(注) 所得連動返還方式の場合、課税対象所得の9%が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間の返還額を12で割った金額となります(最低返還月額は2,000円)。子ども1人につき33万円を課税対象所得から控除します。

第二種奨学金（4月から貸与を始める場合）

●定額返還方式の例

貸与月額 (円)	貸与月数 (ヶ月)	貸与総額 (円)	《参考》利率2.112%（注1）の場合		《参考》利率3.0%（上限）の場合		返還回数 (回)	期間 (年)
			返還総額(円) (元金+利子)	月賦返還額 (円)	返還総額(円) (元金+利子)	月賦返還額 (円)		
20,000	24	480,000	532,399	4,930	555,329	5,141	108	9
20,000	36	720,000	798,631	7,395	833,004	7,713	108	9
20,000	48	960,000	1,075,674	8,963	1,126,462	9,386	120	10
20,000	72	1,440,000	1,662,831	10,658	1,761,917	11,293	156	13
30,000	24	720,000	798,631	7,395	833,004	7,713	108	9
30,000	36	1,080,000	1,234,688	8,574	1,303,191	9,050	144	12
30,000	48	1,440,000	1,662,831	10,658	1,761,917	11,293	156	13
30,000	72	2,160,000	2,519,235	14,995	2,679,629	15,950	168	14
40,000	24	960,000	1,075,674	8,963	1,126,462	9,386	120	10
40,000	36	1,440,000	1,662,831	10,658	1,761,917	11,293	156	13
40,000	48	1,920,000	2,217,115	14,212	2,349,227	15,059	156	13
40,000	72	2,880,000	3,426,233	17,844	3,672,102	19,125	192	16
50,000	24	1,200,000	1,371,897	9,527	1,448,002	10,055	144	12
50,000	36	1,800,000	2,078,552	13,323	2,202,404	14,117	156	13
50,000	48	2,400,000	2,827,066	15,706	3,018,568	16,769	180	15
50,000	72	3,600,000	4,453,982	18,558	4,844,592	20,185	240	20
60,000	24	1,440,000	1,662,831	10,658	1,761,917	11,293	156	13
60,000	36	2,160,000	2,519,235	14,995	2,679,629	15,950	168	14
60,000	48	2,880,000	3,426,233	17,844	3,672,102	19,125	192	16
60,000	72	4,320,000	5,344,783	22,270	5,813,549	24,222	240	20
70,000	24	1,680,000	1,959,392	11,662	2,084,144	12,405	168	14
70,000	36	2,520,000	2,939,137	17,494	3,126,249	18,608	168	14
70,000	48	3,360,000	4,116,743	18,055	4,461,524	19,567	228	19
70,000	72	5,040,000	6,235,656	25,981	6,782,494	28,260	240	20
80,000	24	1,920,000	2,217,115	14,212	2,349,227	15,059	156	13
80,000	36	2,880,000	3,426,233	17,844	3,672,102	19,125	192	16
80,000	48	3,840,000	4,750,923	19,795	5,167,586	21,531	240	20
80,000	72	5,760,000	7,126,468	29,693	7,751,445	32,297	240	20
90,000	24	2,160,000	2,519,235	14,995	2,679,629	15,950	168	14
90,000	36	3,240,000	3,969,696	17,411	4,302,162	18,869	228	19
90,000	48	4,320,000	5,344,783	22,270	5,813,549	24,222	240	20
90,000	72	6,480,000	8,017,250	33,405	8,720,406	36,334	240	20
100,000	24	2,400,000	2,827,066	15,706	3,018,568	16,769	180	15
100,000	36	3,600,000	4,453,982	18,558	4,844,592	20,185	240	20
100,000	48	4,800,000	5,938,720	24,744	6,459,510	26,914	240	20
100,000	72	7,200,000	8,908,118	37,116	9,689,270	40,372	240	20
110,000	24	2,640,000	3,109,775	17,276	3,320,402	18,446	180	15
110,000	36	3,960,000	4,899,411	20,413	5,329,026	22,204	240	20
110,000	48	5,280,000	6,532,592	27,218	7,105,485	29,605	240	20
110,000	72	7,920,000	9,798,928	40,828	10,658,209	44,409	240	20
120,000	24	2,880,000	3,426,233	17,844	3,672,102	19,125	192	16
120,000	36	4,320,000	5,344,783	22,270	5,813,549	24,222	240	20
120,000	48	5,760,000	7,126,468	29,693	7,751,445	32,297	240	20
120,000	72	8,640,000	10,689,734	44,541	11,627,154	48,446	240	20

（注1）2025年11月貸与終了者の利率（利率固定方式）です。

（注2）月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(7) 「奨学金貸与・返還シミュレーション」について

貸与月額等の条件を設定し、返還総額・返還回数等を試算することができるシステムです。

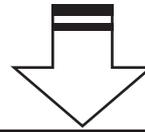
「奨学金貸与・返還シミュレーション」には、以下の①または②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①下記機構ホームページにアクセスし、「奨学金貸与・返還シミュレーション」をクリックする。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/simulation.html>

②二次元コードからアクセス

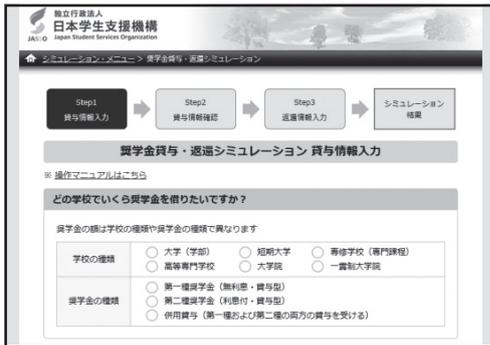


必要な奨学金や返還するときのことも考えてシミュレーションしてみましょう。



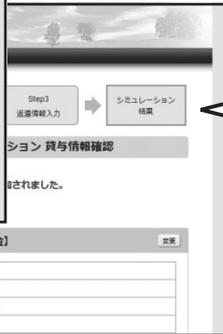
◇STEP 1◇

貸与情報（借りる時の情報）を入力します。



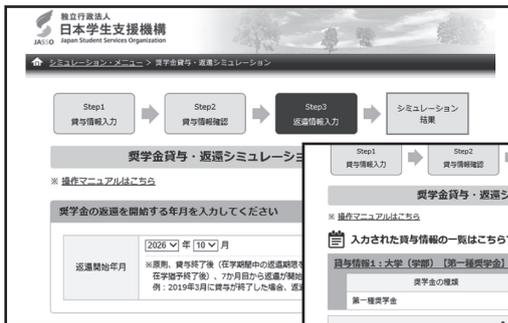
◇STEP 2◇

貸与情報（STEP 1 で入力した内容）の確認をします。



◇STEP 3◇

返還情報（返す時の情報）を入力をします。



◇シミュレーション結果◇

STEP 1～3で入力した情報でシミュレートした結果を表示します。グラフも表示されます。結果は印刷できます。



画面はイメージです。

文言等については変更される場合があります。

(8) 返還が困難な場合の救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。

減額返還制度、返還期限猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	通算15年間（180か月）まで
 返還方式を「所得連動返還方式」とした第一種奨学金については、減額返還制度は利用できません。			
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難になった場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。猶予年限特例の対象者については、通算猶予期間の制限なく利用が可能です（適用条件については機構ホームページで確認してください）。	1年以内	通算10年間（120か月）まで ※ 願出の事由による
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※ 学校・課程によっては1年ごとの願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。		

(9) 奨学金の返還を延滞した場合

延滞金の賦課

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

督促・請求

機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。

個人信用情報機関への登録

延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関への登録対象となります。新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます（21ページ参照）。

延滞が長期にわたった場合

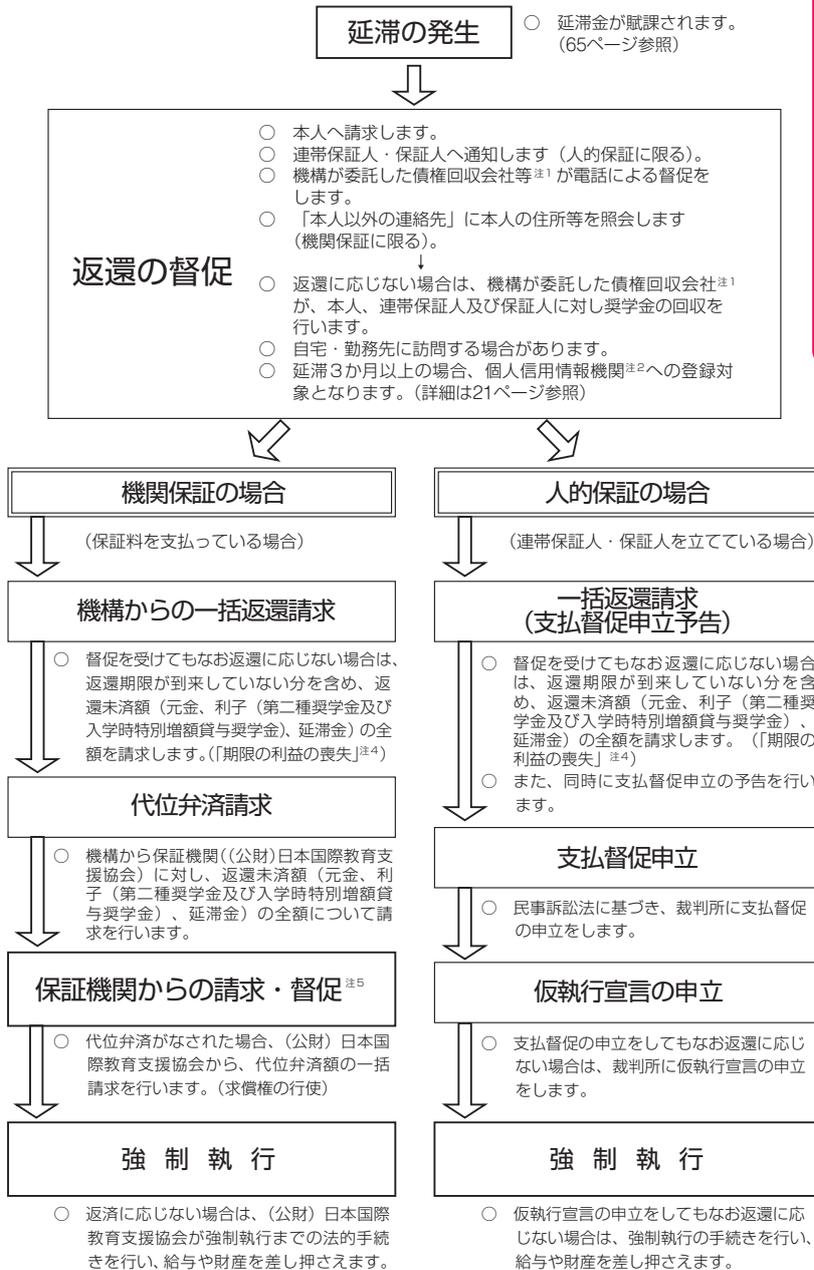
返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）について全額一括での返還を請求（※）します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は次のとおり法的手続き等を行うことがあります（66ページ参照）。

※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

機関保証制度の場合 保証機関があなたに代わって支払い（代位弁済）、その後は保証機関から請求されることとなります（保証機関からの請求に応じない場合、年10%の遅延損害金が加算され、最終的には強制執行までの法的手続きを行うことがあります）。代位弁済が行われても、必ず本人が保証機関に返済しなければなりません。なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することとなります。

人的保証制度の場合 民事訴訟法に基づく法的手続きを行い、最終的に強制執行まで行うことがあります（法的手続きを行った場合、その手続費用も併せて請求します）。

奨学金の返還を延滞した場合



奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります(3月に貸与終了の場合、10月に返還開始)。貸与が終了する際は、所定の返還手続き(60ページ参照)を行うことが必要になります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度(65ページ参照)利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

(注1) 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

(注2) 個人信用情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

(注3) 支払督促申立以降に生じた手続費用は、本人の負担になります。

(注4) 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子(第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金)・延滞金の全額を一括返還請求されます。

(注5) なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

参考 1 機関保証制度の保証料（目安）

最新の情報及び以下の記載例以外の場合については、右の二次元コードから日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/heiyo/hosho/kikan_hosho/hoshoryo.html



(1) 第一種奨学金

学校区分	月額区分	設置者	通学形態	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額 (円)	返済回数(月)	保証料月額(円)
短期大学 専修学校 (2年制)	最高月額 以外の 月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000	24	480,000	108	469
				30,000		720,000	108	703
		国・公立	自宅外	40,000		960,000	120	1,032
				私立		自宅・自宅外	50,000	1,200,000
	最高月額	国・公立	自宅	45,000		1,080,000	144	1,365
				国・公立		自宅外	51,000	1,224,000
		私立	自宅	53,000		1,272,000	144	1,608
				私立		自宅外	60,000	1,440,000
短期大学 専修学校 (3年制)	最高月額 以外の 月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000	36	720,000	108	462
				30,000		1,080,000	144	896
		国・公立	自宅外	40,000		1,440,000	156	1,282
				私立		自宅・自宅外	50,000	1,800,000
	最高月額	国・公立	自宅	45,000		1,620,000	156	1,442
				国・公立		自宅外	51,000	1,836,000
		私立	自宅	53,000		1,908,000	156	1,698
				私立		自宅外	60,000	2,160,000
大 学	最高月額 以外の 月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000	48	960,000	120	500
				30,000		1,440,000	156	947
		国・公立	自宅外	40,000		1,920,000	156	1,262
				私立		自宅・自宅外	50,000	2,400,000
	最高月額	国・公立	自宅	45,000		2,160,000	168	1,515
				国・公立		自宅外	51,000	2,448,000
		私立	自宅	54,000		2,592,000	180	1,928
				私立		自宅外	64,000	3,072,000

	貸与額 (円)	貸与期間(月)	貸与総額 (円)	返済回数(月)	保証料額(円)
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,031
	200,000		200,000	72	3,986
	300,000		300,000	84	6,915
	400,000		400,000	120	12,860
	500,000		500,000	120	16,075

(2) 第二種奨学金

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
短期大学 専修学校 （2年制）	20,000	24	480,000	108	565
	30,000		720,000	108	847
	40,000		960,000	120	1,245
	50,000		1,200,000	144	1,839
	60,000		1,440,000	156	2,373
	70,000		1,680,000	168	2,959
	80,000		1,920,000	156	3,164
	90,000		2,160,000	168	3,805
	100,000		2,400,000	180	4,496
	110,000		2,640,000	180	4,945
	120,000		2,880,000	192	5,713
短期大学 専修学校 （3年制）	20,000	36	720,000	108	556
	30,000		1,080,000	144	1,087
	40,000		1,440,000	156	1,558
	50,000		1,800,000	156	1,948
	60,000		2,160,000	168	2,498
	70,000		2,520,000	168	2,914
	80,000		2,880,000	192	3,751
	90,000		3,240,000	228	4,904
	100,000		3,600,000	240	5,695
	110,000		3,960,000	240	6,264
	120,000		4,320,000	240	6,834
大 学	20,000	48	960,000	120	604
	30,000		1,440,000	156	1,151
	40,000		1,920,000	156	1,534
	50,000		2,400,000	180	2,181
	60,000		2,880,000	192	2,770
	70,000		3,360,000	228	3,756
	80,000		3,840,000	240	4,486
	90,000		4,320,000	240	5,047
	100,000		4,800,000	240	5,608
	110,000		5,280,000	240	6,168
	120,000		5,760,000	240	6,729
	140,000		6,720,000	240	7,858
	160,000		72	10,080,000	240
			11,520,000	240	8,713

(注) 大学（学部）の貸与月額14万円及び16万円は、私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額12万円に2万円（薬、獣医学課程）又は4万円（医、歯学課程）の増額貸与を希望する場合に限りです。

(3) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金 (30万円を選択した場合)

区分	貸与月額(円)	増額貸与額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)	増額分の保証料額(円)
短期大学 専修学校 (2年制)	20,000	300,000	24	780,000	108	565	8,484
	30,000			1,020,000	132	1,020	10,206
	40,000			1,260,000	144	1,472	11,046
	50,000			1,500,000	156	1,979	11,877
	60,000			1,740,000	156	2,374	11,874
	70,000			1,980,000	168	2,961	12,693
	80,000			2,220,000	168	3,384	12,690
	90,000			2,460,000	180	4,049	13,497
	100,000			2,700,000	180	4,499	13,497
	110,000			2,940,000	204	5,526	15,072
120,000	3,180,000	216	6,337	15,843			
短期大学 専修学校 (3年制)	20,000	300,000	36	1,020,000	132	670	10,053
	30,000			1,380,000	144	1,087	10,878
	40,000			1,740,000	156	1,559	11,697
	50,000			2,100,000	180	2,216	13,296
	60,000			2,460,000	180	2,658	13,293
	70,000			2,820,000	192	3,284	14,076
	80,000			3,180,000	216	4,161	15,606
	90,000			3,540,000	240	5,127	17,091
	100,000			3,900,000	240	5,697	17,091
	110,000			4,260,000	240	6,266	17,091
120,000	4,620,000	240	6,836	17,091			
大 学	20,000	300,000	48	1,260,000	144	714	10,716
	30,000			1,740,000	156	1,152	11,520
	40,000			2,220,000	168	1,641	12,312
	50,000			2,700,000	180	2,182	13,092
	60,000			3,180,000	216	3,073	15,369
	70,000			3,660,000	240	3,927	16,833
	80,000			4,140,000	240	4,488	16,833
	90,000			4,620,000	240	5,049	16,830
	100,000			5,100,000	240	5,610	16,830
	110,000			5,580,000	240	6,171	16,830
	120,000			6,060,000	240	6,732	16,830
	140,000			7,020,000	240	7,859	16,842
	160,000		72	10,380,000	240	7,621	16,332
			11,820,000	240	8,715	16,341	

(注1) 大学(学部)の貸与月額14万円及び16万円については、68ページ「(2)第二種奨学金」(注)をご覧ください。

(注2) 表中では、「入学時特別増額貸与奨学金」を「増額」と表記しています。

(特記事項)

- ① 保証料は、貸与月額、貸与期間、貸与利率及び返還期間等により異なります。
※67～69ページの保証料額は、2025年度に新たに奨学生として採用された人の例であり、目安です。
- ② あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ③ 保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)に支払います。
- ④ 入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、この奨学金が交付されるときに1回払いとなります。

参考 2 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私は、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)の取扱いに関する同意書(以下「返還誓約書」という。)により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務(以下「奨学金返還債務」という。)とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料(以下「所定の保証料」という。)を協会が定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)及び第二種奨学金(海外)の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることのできることで、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日(貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日)前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(注) 本約款は2026年1月時点のもので、関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行(以下「代位弁済」という。)を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

- (1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
- (2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
- (3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
- (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

- (1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
- (2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要性を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要なら一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。



日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せは、まずホームページをご覧ください。

よくあるご質問

奨学金の申込手続きに関するよくある質問をまとめて掲載しています。



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご利用ください。



進学資金シミュレーター

必要事項を入力することで、家計基準以下であるか試算できます。シミュレーション結果と実際の選考結果は必ずしも一致しません。



奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。



スカラネットのログイン方法

スカラネットのログイン方法などの動画を掲載しています。



スカラネット・パーソナル(スカラPS)

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。



地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページにて確認してください。

地方公共団体による奨学金の返還支援(地方創生)



企業による奨学金返還支援(代理返還)



申込みに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301 ナビダイヤル 全国共通

月曜日～金曜日 9:00～20:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

マイナンバー提出専用コールセンター

インターネットからのマイナンバーの提出や「奨学金確認書兼地方税同意書」の作成・提出に関するお問合せ先です。



0570-001-320 ナビダイヤル 全国共通

月曜日～金曜日 9:00～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)